

(参考)

長野県DMA T設置運営要綱の考え方について

【目的】(第1条関係)

- 「長野県DMA T」の設置、編成、運営等に関し必要な事項を定める。
- 「地震・台風等の自然災害、大規模な列車事故・交通事故及び新興感染症等の感染拡大時等」を、長野県DMA Tを派遣する「災害」と規定※

※(1) 長野県DMA Tの出動を想定する「災害」は次のとおり。なお、災害救助法の適用の有無は問わない。

- ① 自然災害（地震・台風等の風水害、火山災害、雪害、土砂災害）
 - ② 事故災害（列車転覆・航空機墜落事故等大規模事故、大規模な火災、爆発事故）
 - ③ 新興感染症等（新型コロナウイルス感染症の感染拡大時）
- (2) 危険物・ガス・毒劇物の漏洩事故、NBC災害などは、当面对象外とする。

【指定病院、隊員登録】(第2、3条関係)

- 指定病院の指定、協定締結、隊員登録等の流れ



※ 日本DMA T隊員養成研修の修了者、ローカルDMA T隊員養成研修修了者、その他隊員として相応しい者を病院長が推薦。

【隊員登録】(第3条関係)

有効期間の更新は、有効期間内に次に掲げる要件のいずれかを満たし、指定病院の長から推薦を受けた者に対して、有効期間終了日の翌日（4月1日）に行うものとする。

- ① 長野県DMA T（ローカル）隊員の場合、下記要件の①、②を満たす

要件	県関係 研修・訓練	国・ブロック関係 研修・訓練
①技能維持研修 (右記のいずれかを満たすこと)	県が主催する下記のいずれかの研修に1回以上参加すること ・長野県DMA T養成研修にタスクまたは運営スタッフとして参加 ・長野県DMA T技能維持研修に参加 ・地域災害医療コーディネート研修に参加	長野県内で開催される日本DMA T技能維持研修を見学
②実働訓練 (右記のいずれかを満たすこと)	県が主催する下記の訓練に1回以上参加すること ・長野県総合防災訓練に参加	政府総合防災訓練または中部ブロックDMA T実働訓練に参加

- ② 日本DMA Tの登録を受けていること。

【編成、チームリーダー】(第4、5条関係)

- 編成の原則：1チーム5名（医師、看護師、業務調整員等）※
- 医師を含む過半数以上が、日本DMAT隊員養成研修の修了者であること。
- 各チームにチームを統括するリーダーを置く。

※ 1つの指定病院の職員のみで長野県DMATの編成ができない場合は、県内の他の指定病院の隊員の参加を得て、1つの長野県DMATを編成することができる。

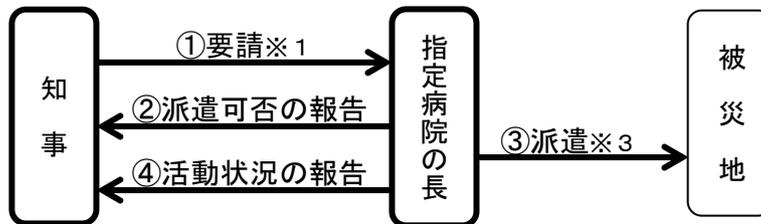
【派遣基準】(第6条関係)

次のいずれかに該当する場合

- ① 県内の災害で、震度6弱以上の地震又は20名以上の傷病者の発生が見込まれる場合
- ② ①のほか、県内の災害で、長野県DMATの出動が効果的と認められる場合
- ③ 国・他都道府県から、長野県DMATの派遣要請があった場合

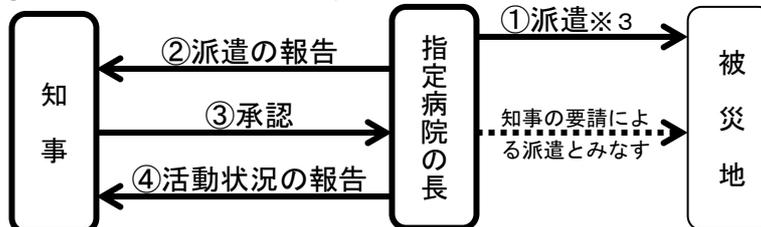
【派遣】(第7条関係)

① 原則



※1 県外の災害の場合は、被災都道府県知事又は厚生労働大臣からの要請に基づいて、知事が病院長に要請

② 緊急でやむを得ない場合※2



※2 「緊急でやむを得ない場合」とは、指定病院の長が派遣基準に該当する情報を入手したものの、通信回線の途絶等によって外部との連絡がとれない場合や、県担当職員と連絡がとれないことによって被災者の生命・身体等に重大な影響を与える場合、消防本部から直接指定病院の長に対して長野県DMATの派遣依頼があり、指定病院の長が必要性を認めた場合などをいう。

※3 派遣された長野県DMATは、活動期間中も適宜指定病院と連絡をとり、活動状況等を報告する。また指定病院の長は、当該活動状況等を適宜知事に報告する。

【待機】(第8条関係)

- 知事は、長野県DMATの派遣が必要な可能性がある場合、指定病院長に待機を要請
- 次の場合は、知事の要請がなくても、指定病院長は長野県DMATを待機させる。
 - ① 県内で震度5強以上の地震、② 日本DMAT活動要領に規定する自動待機基準に該当する場合③ 大規模列車・航空機事故等

【活動内容】（第9条関係）

- 災害現場等での災害医療情報の収集・伝達
- 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等でのトリアージ、応急処置、搬送等
- 広域搬送基地医療施設等における医療支援
- 他の医療従事者に対する医療支援
- 新興感染症等の感染拡大時における医療支援
- その他災害現場等での救命活動に必要な措置

【その他】

◎ **【傷害保険】（第10条関係）**

県は、長野県DMATの医療救護活動に伴う事故に対応するため、傷害保険に加入する。

◎ **【研修等】（第11条関係）**

- ・ 指定病院は、長野県DMATの研修、訓練に努める。
- ・ 知事は、長野県DMATの研修、訓練等を企画・実施する。

◎ **【協議組織】（第12条関係）**

県は、長野県DMATに関する協議組織を設置し、長野県DMATの運用、活動の検証、研修のあり方等について検討・協議する。